

## 児童生徒各種大会等参加補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は本市における小中学校の児童生徒の交流と学校教育の充実を図ることを目的に小中学校の児童生徒の参加する各種大会等に係る旅費等に対し、保護者の負担を軽減するために、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 防府市立小中学校就学中の児童生徒で、学校行事として認められた各種大会等に参加する児童生徒とする。

(補助対象の大会等)

第3条 学校行事のうち各種大会等として、教育長が認めたものとする。

(補助金の基準)

第4条 各種大会等に係る旅費の算定については、防府市旅費支給条例の規定を準用する。

(補助金の交付申請)

第5条 前条の規定による補助金の交付を申請しようとする児童生徒の就学する公立学校の校長は、各種大会等参加出席旅費交付申請書（第1号様式）を提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、当該補助金の交付を決定し、交付決定通知書（第2号様式）により学校長に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 学校長は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 学校名  
代表者

下記のとおり 補助金の交付を受けたいので、  
児童生徒各種大会等参加補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の交付を申請  
します。

記

補助金交付申請額 金 円

第2号様式（第6条関係）

指令防教学第 号

補助金交付決定通知書

住 所

団体名

代表者

年 月 日付けで交付申請のあった、児童生徒各種大会等参加補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

防府市長

補助金交付決定額 金 円

第3号様式（第7条関係）

補助金請求書

第 号  
年 月 日

（宛先）防府市長

補助決定者  
学校名  
代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった  
補助金を交付されるよう、児童生徒各種大会等参加補助金交付要綱第7号の規  
定により請求します。

記

補助金交付決定額 金 円